

相続お手続きに必要な書類等一覧① (相続人が一人の場合)

【原則、ご準備が必要な書類等】



準備	書類名	入手先
<input type="checkbox"/>	J A所定の相続手続依頼書 (ご署名) 相続人	J A
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書に署名された方全員の印鑑登録証明書 (原則、発行後6か月以内のもの)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	A. 法定相続情報一覧図の写し	法務局
いずれか	B. 亡くなられた方の出生から死亡まで連続した戸籍謄本 (亡くなられた方の戸籍謄本で相続人の確認ができない場合は、相続人の戸籍謄本が必要になります)	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード	お客様

【状況により必要な書類等】

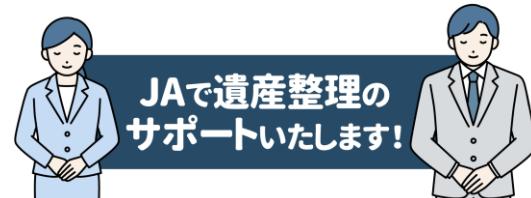
準備	書類名	入手先	
<input type="checkbox"/>	相続放棄した方がいる場合	A. 相続放棄申述受理証明書 B. 相続放棄申述受理通知書	家庭裁判所
<input type="checkbox"/>	相続人等の名義に変更する場合	J A所定の印鑑届 (当 J Aに印鑑届の提出をしていない場合)	J A
<input type="checkbox"/>	遺言書がある場合	遺言書	お客様

備考欄

相続手続きの内容により、記載以外の書類提出をお願いする場合がございますので予めご了承ください。

◆ (税務申告・遺産整理手続きサポートのご案内)

- ・相続手続きが煩雑で、何から手をつけてよいのか分からぬ方
- ・慣れない相続手続きにお困りの方
- ・ご多忙で遺産の名義変更などのお手続きができない方



J A BANK HIROSHIMAでは、提携先の税理士と連携し税務申告等のお手続きについて、皆さまのお手伝いをいたします。

(2026/1)